

2025-26 INTERNATIONAL ROTARY DISTRICT2770
ROTARY CLUB OF IWATSUKI
since 1963



Weekly Report

UNITE
FOR
GOOD

よいことのために手を取りあおう

2025-2026 関根信行年度 第 20 回 通算 2898 例会

令和 8 年 1 月 15 日(木)
1 月第 2 例会

本日の例会

例会場 料亭ふな又
点鐘 18:00
テーマ 令和 7 年度税制改正
主管 会場出席・公共イメージ
委員会
・ロータリーソング
我等の生業
・四つのテスト・ロータリーの目的
津多一幸会員
本日のお客様
しんみらい税理士法人
代表税理士坂寄栄司様

次回例会案内

令和 8 年 1 月 22 日(木)

例会場 料亭ふな又
点鐘 18:00

会長の時間

第 63 代会長 関根信行



皆様こんにちは。本日は車の不具合により到着が遅れましたこと、心よりお詫び申し上げます。津多会長エレクト、内藤会長ノミニー、会場出席・公共イメージ委員会星委員長にはご迷惑をお掛けし、また温かいフォローを賜り感謝申し上げます。

本日は、春日部イブニングロータリークラブのパスト会長であり、次年度第 6 グループガバナー補佐を務められる坂寄先生をお迎えし、税制改正について卓話をいただきます。大変貴重な機会となりますので、皆さんと共に学びを深められれば幸いです。本日の卓話、どうぞよろしくお願ひいたします。

幹事報告

幹事補佐 内藤 明

1. 3 クラブ合同例会のご案内

岩槻ロータリークラブ・蓮田ロータリークラブ・岩槻東ロータリークラブによる 3 クラブ合同例会が、2 月 19 日(木) 18:00 よりふな又様において開催されます。

今年のホストは岩槻ロータリークラブです。当日は高崎ロータリークラブの田中久夫様をお招きし、ご講話いただきます。出欠連絡は 26 日迄に事務局へお願いします。

2. ポリオ根絶チャリティボウリング大会

地区第 4 グループより、ポリオ根絶チャリティボウリング大会の案内が届いております。

開催は春休み期間中の 3 月 28 日(土) です。メンバーだけでなく、ご家族の参加も大歓迎ですので奮ってご参加ください。

3. 第 4 グループのインターナシティ・ミーティング (IM) 開催のご案内

日時：4 月 17 日(金)

内容：シンフォニークルーズ(集合：日の出埠頭)

すでにご案内済みかと思いますが、日程の確保をお願いいたします。

4. インターアクト協議会・韓國訪日団歓迎会

日時：2 月 11 日(水・祝)

2 月 7 日より、韓国の学生が 5 日間ホームステイで来日します。

その訪日団を迎えてインターナシティ協議会と歓迎会が上記日程で開催されます。

参加をご希望の方は、青少年奉仕委員会までご連絡ください。

5. 2026 年ロータリー国際大会(台北)と第 2770 地区ナイトの案内

2026 年のロータリー国際大会は、6 月 13 日(土)～17 日(水)に台湾・台北で開催されます。

6 月 13 日(土) 18:00 からリージェント台北において地区ナイトが開催されますので参加希望の方はお申し出ください。申込締切：2 月 24 日

6. 熊木ガバナーより一般社団法人国際ロータリー第 2770 地区の定款、および期首貸借対照表が届いております。

7. 大宮北ロータリークラブより週報が届いております。



クラブ事務所

さいたま市岩槻区本町 3-8-2-203
TEL 048-758-0680
FAX 048-758-0681
MAIL info@iwatsuki-rotaryclub.jp





しんみらい税理士法人
代表税理士 坂寄 栄司 様
春日部イブニングRCパスト会長)

今日は令和7年の税制改正についてお話しします。前回はインボイス制度が始まったばかりで、その仕組みや注意点を中心にお伝えしましたが、あれから一年以上たって、だいぶ皆さんの中にも浸透してきたんじゃないかなと思います。

もちろん分かりにくいところはまだありますが、制度としては落ち着いてきた印象です。

それから昨年の参議院選挙の影響で、税制にもいくつか変更がありました。特に“年収の壁”的問題は大きく取り上げられましたよね。今日はその決着がどうついたのか、そして各党の主張がどう税制に反映されたのか、お話ししたいと思います。

■個人所得税の改正

●基礎控除の見直し

物価が上がっているのに「103万円の壁」のままというのはおかしい、という議論がありました。その結果、基礎控除が引き上げられました。

- 所得が2,350万円以下の方は、基礎控除が48万円→58万円にアップ
 - 所得が低い方にはさらに大きな控除（最大95万円）が適用
 - 一方で、高所得者は控除が縮小し、2,500万円を超えると控除ゼロ
- という、段階的な仕組みに変わっています。

●給与所得控除もアップ

給与所得控除も55万円→65万円に引上げられました。基礎控除95万円と合わせると、給与収入160万円までは所得税がかからないという計算になります。

いまだに「103万円までしか働いたらダメ」と言われる方がいますが、所得税の世界ではもう完全に過去の話です。ただし、社会保険の130万円の基準は別ですので、そこは注意が必要です。

●特定親族特別控除(大学生アルバイト)

次に、19~22歳の大学生の扶養控除についてです。ここも103万円の壁が問題になっていましたが今回の改正で、

- 給与150万円までなら、63万円の控除が受けられる
- 150万円を少し超えても、控除額が段階的に減るだけで、急にゼロにはならない

という仕組みになりました。

ですので、学生さんが「150万円ちょっと超えちゃった…」と心配する必要はありません。200万円を超えるようなら、もう自由に働いてもらって大丈夫です。（笑）

●住宅ローン控除

続いて住宅ローン控除です。

以前は、借入残高3,000万円まで1%の控除が10年間受けられましたが、今は金利が低いこともあります。

- 控除率は0.7%
- 省エネ住宅なら3,000万円まで控除対象
- 控除期間は13年

という形に変わっています。

ただし、注文住宅の場合は省エネ基準を満たさないケースもありますので建築会社とよく相談する必要があります。

●iDeCo(個人型確定拠出年金)の改正

iDeCoも大きく変わりました。

- 加入年齢が65歳→70歳に延長
 - 掛金上限が2万3千円→6万2千円に大幅アップ
 - 全額所得控除なので、節税効果は非常に大きい
- 貯金するなら普通に貯めるよりも節税しながら貯められるiDeCoや小規模企業共済を活用した方が圧倒的に有利です。

■法人向けの改正

●中小企業投資促進税制(設備投資の即時償却)

日本経済を活性化するため、設備投資をした企業には優遇があります。

- 160万円以上の機械装置
- 120万円以上の測定・検査機器
- 70万円以上のソフトウェア
- 総重量3.5t以上の貨物自動車

これらは購入した年に全額経費にできるようになりました。

●賃上げ税制の見直し

給与総額が増えた企業は、その増加額の15%を法人税から控除できます。赤字で控除しきれなかった場合は、5年間繰り越し可能です。

●交際費等の損金不算入制度の見直し

昨年の改正ですが、重要な触れておきます。

- これまで「1人5,000円超は交際費」
- 今は1人1万円以下なら会議費扱いにできます

物価上昇に合わせた改正ですね。ただし、領収書の分割など不正は脱税になりますので注意が必要です。

●外国人旅行者向け消費税(免税制度)の見直し

訪日外国人による免税制度の悪用が問題になっていました。金製品などを免税で買って転売し、消費税分を不正に得るケースがあったため、

- 購入時免税→出国時に返金する方式(リファンド方式)に変更されます。

以上が、令和7年の主な税制改正のポイントになります。今日の内容が、皆さんの実務や経営判断の参考になれば幸いです。

スマイルBOX

関根信行 本日の卓話、坂寄先生よろしくお願ひ申し上げます。

津多一幸 坂寄先生よろしくお願ひします！

内藤 明 坂寄様本日の卓話は楽しみにしております。

星 和彦 坂寄先生、本日はよろしくお願ひします。

三浦宣之 坂寄先生本日は宜しくお願ひします。

村上 泉 本日も宜しくお願ひします。

事務局渡辺 専門家のお話を伺える貴重な卓話楽しみです。坂寄先生よろしくお願ひ申し上げます。

出席報告

会員数	出席数	免除者	MU	出席率
25	6		2	32.00%

スマイル報告

本日のスマイル合計	8,000円
年間累計額	488,000円